

令和 5 年 5 月 14 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01415

研究課題名（和文）「裁判官対話」の実態とその可能性：ヨーロッパとアジアの視座から

研究課題名（英文）"Judicial dialogue" in a real world and its possibility in Europe and in Asia

研究代表者

伊藤 洋一 (Ito, Yoichi)

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授

研究者番号：50201934

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、第一に、未だ十分な実証研究がなされているとは言えないヨーロッパにおける「裁判官対話」の実態解明、第二に、ヨーロッパにおける「裁判官対話」の普遍性ないし射程を、アジアにおける動向の調査をおこないつつ、日本を含むアジアをも念頭に置いた検討、第三に、「裁判官対話」に関する理論的問題については、既に多くの文献がありながら、正面からあまり検討されてきていない国際法・EU法上の理論的問題の検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ヨーロッパにおいて近年極めて重要な現象として注目されている「裁判官対話(dialogue des juges)」につき、(1)その歴史的展開過程とその背景・動因、(2)その国際法・EU法上の理論的問題を検討するとともに、(3)そのような現象が従来殆ど知られていなかった東アジアにおける萌芽的動向を見だし、グローバル化の中での日本司法のガラパゴス化の危険に警鐘を鳴らした点に学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：This research project tried, first, to elucidate the actual state of “judicial dialogue” in Europe, of which sufficient empirical research has yet to be conducted. Second, this study on “judicial dialogue” also took Asia including Japan into consideration. Third, we examined also the theoretical problems of “judicial dialogue” in international law and EU law because they have not been tackled in legal literatures.

研究分野：ヨーロッパ法

キーワード：ヨーロッパ法 国際法 国際裁判所 国際人権法 ヨーロッパ人権法 EU EEA

1. 研究開始当初の背景

本研究の共同研究者は、EUとEFTAを架橋するために制度設計されたEEAの研究を2009年に開始して以来、現実の制度運営における「裁判官対話」の重要性を認識し、その研究を続けてきた。しかし、同現象の背後に存在する、多様な形態を取る裁判官ネットワーク形成の動向を知ることが、「裁判官対話」の実態研究にとっていかに重要かを再認識させられたのは、ヨーロッパにおける「裁判官対話」のアクターである EFTA裁判所のC. Baudenbacher 長官、欧州人権裁判所のJ.-P. Costa長官、フランス國務院の最高責任者であるJ.-M. Sauvé副院長との直接的接触であった。特にBaudenbacher長官の招請により、2014年に同裁判所創立20周年記念式典・論文集に、出席・寄稿する機会を得たことで、「裁判官対話」の重要性に対する確信を強めるとともに、ヨーロッパにおける法形成において中心的役割を担ってきた「裁判官対話」について、通常の法学文献・公式判例集のみによっては窺い知ることの困難な実態を研究する必要性を痛感することになった。確かに、「裁判官対話」研究には、従来ヨーロッパの実定法学者による判例研究と英米系政治学者を中心とするjudicial politics研究とがあったが、いずれも資料的制約に加え、前者は法解釈論に、後者は国際政治の理論モデル構築ないし形式的な数量的分析に力点が置かれていたため、「裁判官対話」の実態を十分に明らかにするものではなかった。

ヨーロッパにおける「裁判官対話」への注目度に比べ、目を日本・アジアに転じれば、日本国内では、まだ「裁判官対話」という概念自体が一般化しておらず、そもそもアジア地域は、国際裁判所の空白地帯であって、「裁判官対話」の可能性・動向を検討した研究は、未だ存在せず、また世界的に見ても、ヨーロッパとアジアを共に視野に入れた「裁判官対話」の理論および実態の両面に関する本格的な研究はまだ存在していなかった。本研究は、このような欧米・日本における先行研究の欠を埋めるべく構想された。

2. 研究の目的

本研究は、「裁判官対話(dialogue des juges / judicial dialogue)」現象につき、(1)それが歴史的にどのように展開し、近年活発な展開を見せるに至ったのか、(2)同現象に関して、国際法・EU法上いかなる理論的問題があるのか、更に(3)翻ってそのような現象が殆ど知られていない東アジアをも念頭に置いた場合、「裁判官対話」が特殊ヨーロッパ的現象に過ぎないのか、それともグローバル化に伴う一定の普遍的射程を持つ現象なのかを明らかにすることを目的とした。

このような研究目的には、以下のような意義がある。複数の法秩序が、国際法レベル、地域レベル(特にヨーロッパ)において併存するのみならず、相互に密接な交渉関係に立ち、あるいは対立の危険を生じるようになってきたのは、法の領域における「グローバル化」の表現に他ならないが、その具体的現象の一つと見られる「裁判官対話」の研究を、一般国際法レベル、EU、ヨーロッパ人権条約の一つのみに限定するのではなく、国際法・EU法両方から、学問的な検討対象とする点で、本研究は独自性を持つ。EU法・ヨーロッパ人権法のコーパスの蓄積に伴い、各分野の専門分化が進行した結果、一般国際法と広義のヨーロッパ法の専門家の間の距離が広がりつつあるが、複数の法秩序が、各自の自律性を主張しつつ、各々の法秩序保障を人とする国際裁判所を持つという大きな構図に着目し、広く「グローバル化」ないし「ヨーロッパ化」と呼ばれる現象を国際法学者とヨーロッパ法学者とが共同で研究する事例は、他にあまり例が無かった。また、本研究は、従来の実定法学的分析と異なり、広く国際レベルにおける法形成「過程」の学問的分析を目的とする点にも特色がある。

3. 研究の方法

特にヨーロッパにおいて「裁判官対話」が重要な現象となってきたこと自体は、広く認められているが、その実態解明は、特にヨーロッパ大陸法諸国における「評議の秘密」の壁ゆえに容易ではない上、「対話」の形態は、裁判機関関係者の証言によれば、明示的な他の裁判機関の判例を引用・参照に限らぬ多様なものであることが明らかになりつつある。そこで、形式的な判決理由中の明示的引用・参照に止まらぬ、より広く緩やかな「対話」概念を採用することにより、「対話」の実態に迫ることとした。そのために、「対話」の制度化(例えば、EU運営条約267条)の有無、裁判外における裁判官の活動、極めて例外的ながら評議要録が公文書として公開され始めたフランス憲法院資料等にも注目しつつ、直接的当事者である裁判官へのインタビューをも実施することとした。

他方で、「裁判官対話」については、裁判実務が先行しており、その理論的問題については、あまり正面から検討されていないのが実情である。例えば、アメリカ合衆国連邦最高裁内部では、そもそも外国の判決例、あるいは国際裁判所の判決例を参照すること自体の正統性如何を巡って激しい論争がなされ、日本でもその紹介はなされているが、ヨーロッパにおける「裁判官対話」については、そのような問題について立ち入った検討はあまり無かったため、この点についてヨーロッパ法・国際法および憲法学説の動向調査、更には直接的当事者である裁判官へのインタビューをも行った。

4. 研究成果

本研究による研究成果(伊藤洋一(編著)『裁判官対話: 国際化する司法の協働と攻防』日本評論社(2023)として公刊された)としては、以下の四点を挙げることができる。

第一に、「裁判官対話」がいち早く活発な展開を見せたヨーロッパにおいても、当初から「対話」が順調に成立したわけではなく、むしろ国家主権を体現する国内最上級審・憲法裁判所は、当初EC判例との「対話」に消極的ないし敵対的な姿勢を示すことが多かった(例えば、フランス国務院)。ところが、1990年代から2000年代に入り、従来ベルギー・オーストリアを例外として、殆ど移送事例が無かった各国の憲法裁判所が、次々にEU裁判所に先決問題を移送する事例が現れたのみならず、加盟国の国内裁判所相互間でも頻繁な交流が見られるようになった。このようなEUにおける変化は、決して偶然ではなく、アクター達の自覚的かつ戦略的な「裁判官対話」推進の結果であることを、フランス、イタリアの事例研究から実証的に明らかにした。

第二に、EU以外のヨーロッパにおける国際裁判所、即ち「裁判官対話」の制度化事例としては従来あまり注目されてこなかったEFTA裁判所、そもそも「裁判官対話」の制度化が久しくなされていなかったヨーロッパ人権裁判所についても、「裁判官対話」現象の果たす重要性を明らかにした。特に、ヨーロッパ人権裁判所については、本研究と同時進行的に「裁判官対話」を制度化した第16議定書が発効し、一方で、具体的な制度運用事例が現れるとともに、他方で、イタリアにおいて選択議定書である第16議定書の批准論議が繰り広げられたことから、まさにリアルタイムで「裁判官対話」のダイナミクスを観察することができた。

第三に、従来全く研究の空白地帯であったアジアにおいても、韓国、台湾、ASEAN等では、「裁判官対話」現象の萌芽的動向が見られること、特に韓国の憲法裁判所・大法院が、日本の最高裁と異なり、積極的な裁判官の国際連携戦略を展開していること、また、日本でも例外的ながら、知財高裁のように国際的な「裁判官対話」フォーラムの形成に尽力している事例が存在することをも明らかにした。この点は、世界的にも、ヨーロッパとアジアを共に視野に入れた「裁判官

対話」の理論と実際に関する本格的研究が存在しなっただけに、本研究のパイオニア的意義として特筆すべきである。

第四に、アジアおよびラテンアメリカの事例をも視野に入れることにより、ヨーロッパ発の「裁判官対話」現象が、地域毎の違いを示しつつも、特殊ヨーロッパ的現象に止まらない一般性を持つ可能性があることを示唆したことは、日本の司法の将来、端的に言えば、司法のグローバル化潮流の進展の中で日本の司法が「ガラパゴス化」する危険をも示唆する。その意味で、本研究は、日本の実務法曹に対してもインパクトを持つものと思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計24件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 伊藤洋一	4. 巻 -
2. 論文標題 ヨーロッパ人権裁判所第16議定書と裁判官対話の「臨界」：イタリアにおける批准論議を素材に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 伊藤洋一(編著)『裁判官対話：国際化する司法の協働と攻防』日本評論社	6. 最初と最後の頁 169-182
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺谷広司	4. 巻 -
2. 論文標題 地域人権機関と裁判官対話 普遍的一体性と地域的特殊性の間	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 伊藤洋一(編著)『裁判官対話：国際化する司法の協働と攻防』日本評論社	6. 最初と最後の頁 194-206
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須網隆夫	4. 巻 -
2. 論文標題 ASEANにおける裁判官対話の制度化 裁判官が会うことの意味	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 伊藤洋一(編著)『裁判官対話：国際化する司法の協働と攻防』日本評論社	6. 最初と最後の頁 270-282
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀨本正太郎	4. 巻 -
2. 論文標題 裁判官対話批判論 一国民主義との不親和性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 伊藤洋一(編著)『裁判官対話：国際化する司法の協働と攻防』日本評論社	6. 最初と最後の頁 80-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hamamoto, Shotaro	4. 巻 -
2. 論文標題 Judicial Cross-Referencing	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Max Planck Encyclopedias of International Law	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤洋一	4. 巻 93
2. 論文標題 ヨーロッパ人権条約第16議定書と「裁判官対話」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 53-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤洋一	4. 巻 -
2. 論文標題 フランス公法の「ヨーロッパ法化」について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岩村正彦・大村敦志・齋藤哲志(編)『現代フランス法の論点』東京大学出版会	6. 最初と最後の頁 275-307
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺谷広司	4. 巻 93
2. 論文標題 欧州を越える欧州 - - ヴェニス委員会による裁判官対話の普遍的展開	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 63-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 濱本 正太郎	4. 巻 93
2. 論文標題 国際裁判機関間の批判的対話	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 73-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須網隆夫	4. 巻 93
2. 論文標題 知財高裁と裁判官対話－日本における裁判官対話の可能性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 78 - 82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須網隆夫	4. 巻 55
2. 論文標題 ポーランドにおける司法の独立とEU法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 39-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤洋一	4. 巻 93
2. 論文標題 欧州人権条約第16議定書と「裁判官対話」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 53-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺谷広司	4. 巻 93
2. 論文標題 欧州を越える欧州 ヴェニス委員会による裁判官対話の普遍的展開	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 63-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 濱本正太郎	4. 巻 93
2. 論文標題 国際裁判機関間の批判的対話	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 73-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須網隆夫	4. 巻 93
2. 論文標題 知財高裁と裁判官対話 日本における裁判官対話の可能性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 78-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 濱本正太郎 (co-authored with Chiara Giorgetti, Steven Ratner, Jeffrey Dunoff, Luke Nottage, Stephan W. Schill and Michael Waibel)	4. 巻 21
2. 論文標題 Independence and Impartiality of Adjudicators in Investment Dispute Settlement: Assessing Challenges and Reform Options	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Journal of World Investment and Trade	6. 最初と最後の頁 441-474
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 伊藤洋一	4. 巻 無
2. 論文標題 第48事件 公務員訴訟と条約6条.6条の適用範囲外とするための新しい判別基準 Vilho Eskelinen and others v. Finland [GC], 19 April 2007, Reports 2007-II [2007, 大法廷]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ヨーロッパ人権裁判所の判例 II	6. 最初と最後の頁 275-278
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺谷広司	4. 巻 680号
2. 論文標題 人権一般条約の実効性と公正性: 『建設的対話』の制度的条件に関する覚書	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 5-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須網隆夫	4. 巻 91巻10号
2. 論文標題 投資仲裁と常設投資裁判所	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 63-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須網隆夫	4. 巻 6号
2. 論文標題 リスボン条約後の「EU法の優位」－加盟国憲法と国際協定との関係において－	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 45-93
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 濱本正太郎	4. 巻 無
2. 論文標題 Traite d'investissement et arbitrage investisseur-Etat vus par un expert des droits de l'homme : examen critique des rapports de l'Expert independant pour la promotion d'un ordre international democratique et equitable	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Catherine Titi, sous la direction de, Droit de l'homme et droit international economique	6. 最初と最後の頁 205-222
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須網隆夫	4. 巻 11
2. 論文標題 ポーランドにおける裁判官の独立とEU法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 175-187
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hamamoto, Shotaro	4. 巻 -
2. 論文標題 Legitimacy of International Adjudication	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Max Planck Encyclopedia of International Procedural Law	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須網隆夫	4. 巻 55
2. 論文標題 ポーランドにおける司法の独立とEU法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 40-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 8件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 伊藤洋一
2. 発表標題 ヨーロッパ人権条約第16議定書とイタリア
3. 学会等名 一橋大学EU法研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 伊藤洋一
2. 発表標題 ヨーロッパ人権条約第16議定書とフランス国務院
3. 学会等名 フランス行政法研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 須網隆夫
2. 発表標題 判例研究 C-824/18 A.B. and others 事件
3. 学会等名 一橋EU法研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 須網隆夫
2. 発表標題 EU法秩序への挑戦：ポーランド憲法裁判所2021年10月7日判決
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究所（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 伊藤洋一
2. 発表標題 国外で行われた代理懐胎と民事証書への母子関係転記 (Art. 8): ヨーロッパ人権条約第16議定書と「裁判官対話」
3. 学会等名 ヨーロッパ人権法研究会 (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Suami Takao
2. 発表標題 Human Rights and Judicial Dialogue from a Japanese Perspective
3. 学会等名 Yonsei University Institute for Legal Studies (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Ito Yoichi
2. 発表標題 On the importance of infrastructures for judicial dialogue
3. 学会等名 Yonsei University Institute for Legal Studies (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Suami Takao
2. 発表標題 Business and Human Rights in Japan: Implementation of the UN Guiding Principles
3. 学会等名 Sogang University Institute for Legal Studies (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 須網 隆夫、21世紀政策研究所（編著）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 352
3. 書名 EUと新しい国際秩序	

1. 著者名 伊藤 洋一（編著）	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 328
3. 書名 裁判官対話：国際化する司法の協働と攻防	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	寺谷 広司 (Teraya Koji) (30261944)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授 (12601)	
研究分担者	濱本 正太郎 (Hamamoto Shotaro) (50324900)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	須網 隆夫 (Suami Takao) (80262418)	早稲田大学・法学学術院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授 (32689)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	網谷 龍介 (Amiya Ryosuke)		
研究協力者	中井 愛子 (Nakai Aiko)		
研究協力者	澤田 眞治 (Sawada Shinji)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 Conference Program on Global Crisis and Global Legal Ordering	開催年 2023年～2023年
---	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------